

研究報告

報告 2 台湾における涉外仮差押 — 最高法院 103 年度台抗字 1020 号決定を中心に —

蔡 華 凱*

はじめに

台湾において 2012 年から施行されている家事事件法 53 条は、婚姻事件の国際裁判管轄に関する明文規定を設けており、同法 69 条は、親子関係事件につき 53 条を準用する。財産関係事件に関する国際裁判管轄については、一般的ルールがなく、直接的な法源が欠缺することに学説上異論は見られない。財産関係事件に関する国際裁判管轄のルールは、未だ裁判例の蓄積によって形成されつつあるのである。涉外保全事件について、国際裁判管轄が争点になる事案は少ないが、本稿で取り扱う最高法院の裁判は、保全事件の国際裁判管轄のみならず、決定方法についても条理によって決定すべきであるとしており、土地管轄規定を類推適用すべきものとする多数説とは対照的である。以下においてはこの事案を中心に取り上げ、その当否について考えてみたいと思う。

一 事案

本件当事者 XY はいずれも米国在住米国人である。妻 X (再抗告人) の主張によれば、夫 Y は台湾に経常居所 (常居所) を持ち、訴外人 A と姦通し、自立して生活できない X を米国に遺棄したのみならず、夫婦の財産 96 万 5000 ドルを台湾に移して財産を隠匿した。X は、米国ジョージア州裁判所に離婚及び財産分与請求の訴えを提起しており、そこで確定勝訴判決を得た場合、直ちに台湾で強制執行を行うため、台湾法上「強制執行をすることが

* 台湾国立中正大学法学部・大学院法学研究科教授 (神戸大学法学博士)

できなくなるおそれがあるとき、または強制執行をするのに著しい困難を生じるおそれがあるとき」に該当すると主張し、台北地方裁判所において、3千万台湾ドルの範囲で仮差押えを求める申立てを行った。台北地方裁判所は、この申立てを却下、Xは台湾高等裁判所に抗告し（台湾高等法院 103 年度家抗第 71 号民事裁定）、再度却下されたため、最高法院に再抗告を行った。

最高法院は、以下のように述べて原決定を破棄し、事件を台湾高等法院に差し戻した。

1 「仮差押の申立ては、本案の管轄裁判所または目的物所在地の地方裁判所が管轄する。本案の管轄裁判所が、訴訟の係属する、または係属すべき第一審裁判所であるべきことについては、民事訴訟法 524 条 1 項、2 項の本文に明文の規定がある。かかる規定は、涉外事件において当事者間の公平、裁判の適正及び手続の迅速などの原則に違反するものではなく、訴訟の本案について我が国に管轄がある場合、本案を保全する差押事件について、原則として国際裁判管轄を認めることができる。」

2 「夫婦の一方が中華民国の領域内において 1 年以上經常居所を持つ場合、婚姻事件が中華民国裁判所の管轄に服することは、家事事件法 53 条 1 項 4 号の本文に規定されている。かかる立法の趣旨は、夫婦がともに外国人であり、その一方が我が国に經常居所を 1 年以上有する場合、夫婦が家事事件法 53 条 1 項 2 号に掲げる住所または共同の居所を欠くにもかかわらず、当事者の提訴の便宜のため、我が国に管轄権を認めることにある。どのような場合が『經常』に該当するかは、裁判所が事案ごとの具体的事情により判断する。」

3 「再抗告人が米国裁判所に本案訴訟を提起しているとしても、民事訴訟法 182 条の 2 の規定により、再抗告人は我が国の裁判所に再び起訴することが認められ、我が国の裁判所は同法 542 条 2 項にいう『係属すべき』裁判所に当たるといふべきである。そうだとすれば、台北地方法院は当該規定にいう本案訴訟の係属すべき第一審裁判所であるから、本件仮差押えについて管轄権を有するとの再抗告人の主張が完全に採用できないとの見方については、再検討を要する。」

二 理論

1. 国内管轄

台湾の民事手続制度は、私権を確定する手続と私権を実現する手続に分かれる。前者は判決手続であり、民事訴訟法で定められているのに対し、後者は強制執行手続であって、強制執行法（日本の民事執行法に相当する）に規定されている。保全手続につき、日本法は民事保全法に定めをおくが、台湾では民事訴訟法が規定している。台湾法が日本法と異なる主な理由は、債権者に通常の私権確定手続を経ることなく執行名義を取得させ、強制執行を保全することにある。私権を確定する冗長な手続の終了後に初めて執行名義が得られるとすると、事情変更を生じるおそれがあるからである¹⁾。

台湾法における保全手続は、主に仮差押と仮処分に分かれる²⁾。仮差押の目的は、金銭の請求もしくは金銭に換算できる請求の強制執行を保全するものであり、仮処分の目的は、金銭以外の請求の強制執行を保全することにある。もっとも、台湾法においては、民事訴訟法は保全手続の申立てのみを規定するにすぎず、保全手続の執行は強制執行法において定められている。

仮差押及び仮処分の申立ては、台湾法上、適法要件と有効要件に分けられており、両者を具備してはじめて保全命令の決定が下される。管轄権の有無は適法要件を審査する対象の一つである。台湾民事訴訟法 524 条 1 項は、仮差押の申立てにつき、本案の管轄裁判所または目的物所在地の地方裁判所が管轄するという。同条 3 項は、仮に差し押えるべき物が債権もしくは登記すべき財産権である場合、債務者の住所又は担保物の所在地もしくは登記地が、仮に差し押えるべき物の所在地であるとする。かかる仮差押についての規定は仮処分にも準用される（民事訴訟法 533 条本文）。

本案の管轄裁判所は、訴訟が係属する、または係属すべきである第一審の裁判所である。即ち、土地管轄規定に従い、若しくは当事者の合意により、管轄権を有する裁判所である。目的物所在地の裁判所は、訴訟が係属

1) 王甲乙＝楊建華＝鄭健才・民事訴訟法新論【2010年修訂版】751頁。

2) 仮の地位を定める処分は、仮処分の規定に準用する（民事訴訟法 538 条 1 項、538 条の 4）。

しているか否か、又は本案の管轄裁判所がどの裁判所であるかを問わず、差し押さえるべき物又は権利の所在地の裁判所に申し立てることができる。本案の裁判所、目的物所在地裁判所のいずれに申し立てるかは、債権者の選択権に委ねられる。管轄恒定原則が保全手続にも適用されることは、言うまでもない。

2. 国際裁判管轄

台湾では、国際裁判管轄の決定について、主に民事手続法の土地管轄を類推適用する立場が多数である。本稿においては、特段の事情がない限り、当事者間の公平、裁判の適正及び手続の迅速などの国際民事手続法の条理によって判断する、との立場を前提とする³⁾。

仮差押などの保全手続については、台湾民事訴訟法 524 条 1 項に表徴されている条理に従い、本案について台湾に管轄がある場合、又は保全すべき権利若しくは係争物が台湾に所在する場合には、特段の事情がない限り、国際裁判管轄が認められることになる。

従前の台湾の裁判例においては、もっぱら国内事件のために設けられた土地管轄規定を機械的に涉外事件にも適用し、合目的的に解釈を調整することなく、不合理的な結果を生じさせた事案が少なくない⁴⁾。本件において、台湾高等法院は、本案訴訟は米国裁判所に係属しており、台湾に仮差押えの申立を提起することはできないといった理由で、仮差押えの申立てを却下した。これは、涉外事件の特殊性を無視し、国内手続規定を機械的

3) この立場を採用する裁判例として、高等裁判所では、台湾高等法院台南分院 104 年度重抗字 12 号決定、台湾高等法院高雄分院 103 年度海商上更字 (一) 号判決、103 年度海商上字 3 号判決、103 年度重抗字 42 号決定、102 年度海商上字 3 号判決、102 年度海商上易字 3 号判決などがある。地方裁判所では、新北地方法院 102 年度訴字 286 号判決、雲林地方法院 98 年度訴字 343 号判決、台南地方法院 92 年度重訴字 295 号判決、高雄少年及び家事法院 104 年度家調字 77 号決定、高雄地方法院 105 年度訴字 639 号判決、103 年度訴字 2311 号判決、103 年度訴字 533 号判決、102 年度訴字 1154 号判決、101 年度訴字 2186 号判決、100 年度訴字 885 号判決、100 年度訴字 634 号判決、100 年度重訴字 37 号判決、100 年度訴字 524 号判決、99 年度重訴字 216 号判決、99 年度訴字 1775 号判決、98 年度訴字 1616 号判決などがある。

4) 台湾の裁判例における類推適用は、ほぼ合目的的な修正もなく、土地管轄の直接適用と異ならない。これについては、蔡華凱「再論台米間争奪子女事件」月旦法学新論 11 号【2009 年】18-20 頁。

に適用した例の一つといえよう。にもかかわらず、最高法院は、本件仮差押の国際裁判管轄の決定について、単に土地管轄規定を類推適用するだけでなく、当事者間の公平、裁判の適正及び手続の迅速などの原則を考慮して管轄の有無を判断するアプローチを採用しており、学説や裁判例の多数と異っている点が注目される。

条理説のアプローチによれば、保全手続の国際裁判管轄については、上に述べた台湾民事訴訟法の規定に表徴される条理、即ち、訴訟の本案につき台湾に国際裁判管轄が認められる場合又は保全の目的物が台湾の領域内に所在する場合に、当事者間の公平、裁判の適正及び手続の迅速などに反する特別事情がない限り、台湾が原則として保全手続の国際裁判管轄を有することになる⁵⁾。保全手続は通常手続とは異なり、暫定性、緊急性又は付随性という性質に重きが置かれ、効率的裁判の実現を目的とする⁶⁾。

保全事件の管轄を判断する条理の形成基準として、当事者間の公平については、債権者にとっての緊急性の要請、並びに債務者にとっては法廷地国で争うことを甘受すべき関連性の有無が重要であり、裁判の適正・手続の迅速については、被保全権利と保全の必要性についての判断を適切かつ迅速に行うことが重要である⁷⁾。そのため、本案管轄地国及び保全対象物の所在地国に国際裁判管轄を認めるというルールは、条理に合致する。台湾民事訴訟法 524 条 1 項の規定は、上記のルールに符合していると見てよい。日本民事保全法 11 条もこのルールに従って定められている。又、このようなルールは、1968 年のブラッセル条約 24 条又は 2001 年のブラッセル I 規則 31 条にも規定されており、世界的に見て極めて高い共通性をもつといえよう。

(1) 訴訟の本案を管轄する国

前に述べたように、訴訟の本案を管轄する裁判地国又は目的物の所在地国のいずれもが、保全手続について国際裁判管轄を有する。保全されるべき目的物が本国にあり、しかも本国が本案に対して管轄を有する場合は問

5) 道垣内正人「保全訴訟の国際裁判管轄」高桑昭＝道垣内正人編・新裁判実務大系 3 新裁判実務大系国際民事訴訟法（財産関係法）【2002 年】400 頁。

6) 道垣内正人「涉外仮差押・仮処分」澤木敬郎＝青山善充編・国際民事訴訟法の理論【1987 年】466-467 頁。

7) 道垣内正人・前注 (5)400 頁。

題にならないが、本案訴訟の管轄を有するにもかかわらず保全目的物が本国に所在しない場合、又は目的物が本国に所在するものの、本国が本案訴訟の管轄を有しない場合には検討を要しよう。

目的物が本国に所在しないものの、本国が訴訟の本案につき管轄権を有する場合、保全命令の国際裁判管轄を認めるべきか否かは、疑問なしとしない。仮差押は財産の保全を目的とすることから見て、目的物が法廷地国に所在しないと実効性が欠如することになり、本案訴訟の管轄問題と切り離して考えるべきである。しかし、訴訟の本案について管轄を有するにもかかわらず、目的物が所在しない場合、仮差押の国際裁判管轄が認められるべきではない、とする学説がある⁸⁾。

それに対して、最近の日本の学説は、本案管轄の有無の判断にあたって実効性を考慮することは再考すべきである、とする。その理由は、債務者が自ら進んで債務を返済することが可能であること、又は目的物が所在しないものの、後に法廷地国の領域に入ってくることも十分可能であることにある。例えば、船舶の仮差押のように、法廷地国に入ってくる予定の船舶に対して本案訴訟の管轄が認められる場合、仮差押の命令を下し、法廷地国の港に入港後直ちに執行できるのは、むしろ合理的だと考えられる⁹⁾。

従って、実効性は、管轄の有無を判断する際に考慮すべき要素ではないが、執行の段階において顧慮すべきことである。執行段階においては、目的物がないままに執行を進行することはありえないからである。又、保全命令の本案付随性からみて、目的物が外国に所在するにもかかわらず、本国が本案訴訟につき管轄権を有する限り、保全手続についての国際裁判管轄も認められるべきである、とする¹⁰⁾。又、目的物が法廷地国に所在しないことは、管轄権の有無を判断する際に考慮すべきことではなく、権利保護の利益が欠如するかどうかの判断にあたって問題になる、とする見解も有力である¹¹⁾。

8) 池原季雄「国際的裁判管轄権」新実務民訴講座7【1982年】39頁；池原季雄＝平塚真「涉外訴訟における裁判管轄」実務民事訴訟講座6【1971年】24頁。

9) 道垣内正人・前注(5)401頁。

10) 中村也寸志「不作為を命ずる仮処分命令と国際裁判管轄」判例タイムズ798号【1993年】44頁。中野俊一郎「外国未確定裁判の執行4」国際商事法務13巻12号【1985年】33頁。渡辺惺之「仮差押の裁判管轄権」涉外判例百選【第3版、1995年】209頁。

11) 渡辺惺之・上掲209頁。

仮差押の国際裁判管轄を判断する際に、実効性の有無を顧慮しなくてよいとする台湾の裁判例としては、台北地方法院 92 年度裁全字 1139 号決定、1284 号決定及び 1371 号決定がある。

（2）目的物の所在地国

保全の目的物は本国に所在するが本国が訴訟の本案について管轄権を有しない場合、本国に保全手続の国際裁判管轄を認めるべきか否かは問題である。

仮差押の場合、仮差押命令と執行との間には密接な関連性が認められるから、管轄ルールとして、目的物に対し直ちに強制執行を行うことができる所在地国に管轄権を認めることには、相当な合理性がある。かかるルールは、国際社会においても広く採用されている。

日本の学説上、仮差押目的物が法廷地国に所在するが、本案管轄は認められない場合、単なる目的物の所在を管轄原因にすることの妥当性については議論があるが、民事訴訟法上財産所在地管轄の規定がある以上、かような本案管轄が欠如するケースがあるかどうかは疑わしいとされる¹²⁾。台湾民事訴訟法は3条1項に財産所在地管轄の規定を設けており、仮差押目的物が台湾にある以上、本案管轄を有しないとされた事情は生じないであろう。

考えられる例外としては、本案訴訟が外国の専属管轄に属していること、管轄の合意により本国の管轄権が排除されること、仲裁合意があること又は外国の裁判所に先に係属していることを理由として、後に係属した本国での訴訟を却下することが挙げられる¹³⁾。

また、台湾の民事訴訟法上、通説は、国内の仮差押事件について、本案の管轄裁判所（例えば台北）が仮差押を命じた場合、目的物の所在地たる（例えば高雄）裁判所への仮差押の申立ては認められないとする。その理由は、本案管轄裁判所が下した仮差押の命令により、目的物の所在地を問わず、債務者の一切の財産を差し押さえることができるからである。この国内保全訴訟の法理が、涉外保全事件についても妥当するか否かは疑問なしとしない。即ち、本案を管轄する国と目的地が所在する国が同一でなく、

12) 渡辺惺之・前掲注（10）209頁。

13) 日本法の場合も同じである。渡辺惺之・前掲注（10）209頁。

債権者が本案訴訟地国において仮差押を認められている場合、目的物が所在する国において仮差押の申立てが認められないか否かは問題である。台湾高等法院は、本件を却下した理由として、「本件仮差押の本案訴訟が米国ジョージア州裁判所に係属しており、原告人は本案を管轄する裁判所の管轄原因に基づいて仮差押を申し立てたと主張しているため、上記の規定によって、かかる裁判所は仮差押の裁判所になる。原裁判所は本件仮差押については管轄権を有せず、また移送できないため、却下せざるを得ない」としており、上に述べた台湾国内民事訴訟法上の通説を涉外事件に適用したと理解できる。思うに、訴訟の本案が米国裁判所に係属しているとしても、台湾には、目的物の所在地として仮差押の国際裁判管轄が認められうるであろう。しかも、管轄権は、そもそも当事者の主張の如何に拘束されるものではなく、裁判所による職権調査事項なのである。

3. 保全裁判の域外的効力

(1) 問題の所在

台湾民事訴訟法上の通説は、国内の保全手続について、債権者が本案の管轄裁判所に仮差押の申立てをなした場合、目的物所在地の裁判所に再び仮差押の申立てを行うことはできないという。本案の管轄裁判所が下した仮差押命令があれば、目的物の所在地を問わず、債務者の一切の財産を仮に差し押えることができるからである¹⁴⁾。

かような国内民事訴訟法の原則が、涉外民事事件に妥当するか否かについては、疑問なしとしない。訴訟の本案を管轄する国が、目的物が所在する国と異なる場合を想定しよう。訴訟の本案の法廷地国が下した仮差押命令の効力は、目的物が所在する国において認められるか。言い換えれば、債務者の全ての財産が外国に所在する場合、本国の裁判所が本案の管轄地国として外国に所在する財産を対象する保全命令を下すことが妥当かどうかについては、問題が残る。本稿の一において紹介した事案では、米国において離婚訴訟の本案が係属しているが、夫の海外所在財産の仮差押えが問題となっており、このような問題を提起すると考えられよう。

14) 王甲乙＝楊建華＝鄭健才・前掲注 (1)756 頁。

台湾民事訴訟法 523 条 1 項は、仮差押は、爾後強制執行できない、又は甚しく執行し難い恐れのある場合でなければ、行ってはならない、としている。同条 2 項は、外国において強制執行すべき場合は、甚しく執行し難い場合と見なす、という。2 項の文言から見ると、台湾民事訴訟法上、台湾裁判所が保全手続について管轄権を認められる場合、強制執行が外国で行われる場合でも、外国所在債務者財産に対し仮差押命令を下すことができることは、明らかであろう。かかる規定について、台湾の学説は、債務者の財産が外国に所在する場合、外国には内国の法権が及ばず、強制執行は甚だしく困難になるから、かかる擬制規定を設け、債権者の疎明を緩和する趣旨であると説明している¹⁵⁾。そうすると、台湾のこの規定は、前に述べた日本の通説と同じく、保全手続の国際裁判管轄を判断する際に、実効性の問題を考慮する必要はないと見る立場と一致しているといえよう。

とはいえ、かかる規定は、実務上全く困難を生じないわけではない。台湾裁判所による保全命令の外国における執行は、外国裁判所の保全命令が台湾において承認・執行されることを前提とする。例えば、本稿で取り上げた事案の場合、離婚訴訟の本案を管轄する米国裁判所が、台湾に所在する被告夫の財産を仮に差押えるよう命じた場合、当該命令は台湾において承認・執行されるか。

台湾民事訴訟法 402 条及び強制執行法 4 条の 1 は、外国裁判による裁判の承認・執行を確定した外国裁判に限定している。外国裁判所が下した保全命令がここでいう確定裁判に当たるか否かについては検討を要する。2003 年の台湾民事訴訟法改正法は、402 条の 2 項として、「前項の規定は、外国裁判所による確定決定に準用する」との規定を挿入している。立法理由は、本項は解釈上、当事者の実体問題に関する外国裁判所による確定裁判に限定されており、例えば、扶養を命じる裁判、あるいは後見人、親権者などを指定するような身分関係についての保全処分、若しくは訴訟費用額の確定についての決定などが外国裁判承認の射程に入る、という。問題は、執行力をもつ外国裁判所による仮差押、仮処分、仮執行命令などの裁判、又は外国の公証法に基づき執行名義となる公正証書などである。これらは、最終的に実体関係を確定する既判力を持たず、権利義務を暫定的に

15) 吳明軒・中国民事訴訟法（下）【2011 年】1648 頁。

判断する性質を持つに過ぎない。そのため、執行力を有し強制執行できる外国裁判であるとはいえ、文言上は本項の要件に符合しないため、台湾裁判所はかような裁判を承認できない、と台湾学説は指摘している¹⁶⁾。この見解の主な根拠は、外国債権者が直接台湾裁判所に保全裁判を申し立てることは困難とはいえ、保全裁判には通常の裁判手続のような厳密な手続がなく、命令の取得が相対的に容易かつ迅速であり、債権者保護といった理由のみで債務者の手続保障を犠牲することはできないから、本条の適用は、既判力をもつ外国の確定決定又は確定判決に限定され、外国裁判所が下した保全裁判を含まない、という点にある¹⁷⁾。この問題については、日本の学説及び実務も同じ立場をとっている¹⁸⁾。

よって、本国の裁判所が外国に所在する財産を対象として保全命令を下すこと、又は外国裁判所が本国に所在する財産を対象に保全命令を下すことは、保全裁判の域外効力の問題であるが、外国裁判の承認執行制度の一環でもある。

(2) 外国に所在する財産を対象とする保全

比較法的見地から、本国の裁判所が外国に所在する債務者財産を対象に保全命令を下すことができるか否かについて、詳細な検討を加える日本の学説がある。この問題に関しては、実効性の有無につき、国際裁判管轄の有無を判断する際に考慮すべきであるとする見解、執行の段階において考慮すべきであるとする見解に分かれている。

実効性は一体どのような概念であろうか。第一に、保全手続の法廷地国における迅速かつ直接的な執行の可能性。第二に、債務者が保全手続の法廷地国に他の財産を持っており、その財産に対して間接的に強制を加える可能性。第三に、債務者が保全手続の法廷地国に住所があり、そこで活動を行い、若しくは将来的に財産の取得を支配する可能性、よって間接的な強制に効果を持たせる可能性。第四に、本案訴訟の係属国において保全を申し立てることが債務者の行動をコントロールする可能性。第五に、当事

16) 陳榮宗＝林慶苗・民事訴訟法（上）【2011年】110-111頁。

17) 陳榮宗＝林慶苗・前掲注（16）111頁

18) 中野俊一郎「外国保全命令の効力」高桑昭＝道垣内正人編・新裁判実務大系3—国際民事訴訟法（財産関係法）【2002年】414頁。

者が任意的に服従する可能性。第六に、保全裁判を通じて外国の裁判所に対して意思表示の効果を及ぼす可能性。第七に、域外的保全裁判が外国において承認される可能性などが、挙げられている¹⁹⁾。

実は、保全手続の管轄規定は、そもそも実効性の問題を考慮に入れているのである。保全手続の管轄として、目的物の所在する国は、上に述べた実効性についての七つの内容のうち、第一の問題を考慮に入れるものである。又、本案管轄地としての債務者の住所地は、第二、三、四、五の問題を考慮に入れたルールである。各国の保全手続における執行方法は保全の種類によって異なるが、実効性の問題について検討を加えるに際しては個別の執行方法について実効性の有無を考慮に入れることが実益を有する、との指摘がある²⁰⁾。

とはいえ、実効性は、国際裁判管轄を判断する際に考慮すべきものではないとしても、日本の多数説は、権利保護の利益を判断する際には、切り離すことのできないものだとしている。保全手続においては、要件具備のみならず、保全されるべき権利又は保全の必要性について、当事者が疎明する必要があるからである。保全の実効性が欠如する場合、権利保護の利益という要件を満たすか否かについては、疑問無しとしない²¹⁾。さらに、保全の必要性についての判断は、保全訴訟の権利保護の利益についての判断である、との見解もある²²⁾。権利保護の必要性は、権利保護の利益とは異なった問題であるが、実効性が欠如する場合、権利保護の利益を具備するか否かについての審査において取り上げられる²³⁾。

よって、保全の執行が可能である場合、保全命令の実効性を具備することになることは明らかである。これについては、次のように実効性の確保が考えられよう²⁴⁾。すなわち、

第一に、国内執行の可能性である。債務者の外国所在財産について執行を行う場合、対象物を内国に移動することは可能である。船舶や航空機に

19) 的場朝子「保全命令の国際裁判管轄に関する一考察」国際私法年報10号【2009年】106-107頁。

20) 的場朝子・同上。

21) 長谷川由紀子「保全の必要と被保全権利の存在」高桑昭＝道垣内正人編・新裁判実務大系3—国際民事訴訟法（財産関係法）【2002年】408頁。

22) 渡辺惺之・前掲注（10）209頁。

23) 長谷川由紀子・前掲注（21）408頁。

24) 長谷川由紀子・前掲注（21）409-411頁。

よって運送されている債務者の動産も考えられる。日本の通説は、対象物が本国に到着するに先立って仮差押を申し立て、到着したのちに直ちに執行を行うことができる、としている²⁵⁾。

第二に、銀行の海外支店にある預金債権に対する保全執行である。本国の裁判所が、第三債務者たる銀行に対し、債務者への弁済禁止の命令を下すことが執行方法である。本国に主たる事務所・営業所を有する銀行を対象に、その代表者に弁済禁止の命令を送達することによって、執行の効力が生じる。主たる事務所・営業所を有しない場合でも、他の管轄原因がある限り、預金債権は内国に所在する債権として扱われるので、保全執行が可能である。

第三に、間接的な強制によって実効性を確保することである。すなわち、債務者に対して不作為を命じる仮処分により、外国所在財産の処分を禁止することで、間接的な強制の効果を及ぼすことである。仮処分の主文に、仮処分に違反した場合一定の金銭支払義務を課す旨を附加し、実効性を確保することができる。

執行が外国において行われる場合、二つの選択肢があると日本の学説は指摘している。まず、他の国と条約を締結することである。次は、外国の裁判所による「未確定」の裁判を承認し、保全裁判の承認も認められるように、国内の法律を改正することである²⁶⁾。

(3) EU の状況

1968年ブラスセル条約24条は、条約上、他の締約国が訴訟の本案につき管轄権を認められるとしても、締約国の国内法に従い、暫定的保全処分を申し立てることができる、と規定している。この規定は、2001年のブラスセルI規則に継受されている。1968年ブラスセル条約の報告書²⁷⁾は、24条の目的について、訴訟の本案を管轄する国を問わず、すべての締約国がその国内法における保全手続を利用することができ、それは保護的保全措置 (protective measure) をも含む、と説明している。これに類似した規定

25) 道垣内正人・前掲注(6)470頁。

26) 長谷川由紀子・前掲注(21)410頁。

27) Report by P. Jenard on the Convention of 27 September 1968 on Jurisdiction and the Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters, OJ C95/1.

は欧州各国間の二国間条約によく見られる²⁸⁾。各締約国は、条約上の管轄規定に拘束されずに、各自の国内法上の保全手続を利用することができ、また他国による保全裁判の効力を決定することが認められる。保全手続の具体的方法または内容は、各国の国内法によって決定されるのである²⁹⁾。

そのため、1968年ブラッセル条約は、欧州における涉外保全手続について、締約国に各自の国内法により保全手続を決定する開放的政策をとるものと報告書は説明している。かような政策は、2001年のブラッセルI規則31条にも引き続き承継されている。その結果、ブラッセルI規則31条に従い、EUにおいて保全裁判が行われる国は、被告の住所地国に限られず、訴訟の本案につき管轄権が認められなくても、債権者はその締約国に保全手続を申し立てれば十分である。訴訟の本案につき他の締約国が専属的管轄権をもつとしても異ならない³⁰⁾。従って、訴訟の本案管轄権が認められる国に加えて、EU域内における保全裁判の管轄権は射程が幅広く認められており、仲裁合意がある場合しか排除されないのである³¹⁾。これによれば、訴訟の本案を管轄する国において与えられる救済と同様に、加盟国全体が積極的に暫定的な救済を与え、他の加盟国に協力することができ、望ましいことである³²⁾。

2001年のブラッセルI規則の実践について、Hess、Pfeiffer、Schlosserの三教授が作成した検討報告書(以下ではハイデルベルク報告書と呼ぶ)³³⁾は、次のように指摘している。即ち、国際裁判管轄について、訴訟の本案を管轄する国が保全裁判の管轄権も認められることは当然視されている。保全裁判の効力は原則として裁判国の域内に限られるが、若干の国の保全裁判の効力は世界的に及ぶものである。例えばイギリスのBabanaft-provisoは、その効力が終局判決と同様に世界的に及ぶものである。また、ドイツ法における“Arrest”またはギリシャ法上の類似制度は、債権者に債

28) 注釈においては、オランダとベルギー、オランダとドイツ、ベルギーとフランス、ベルギーとイタリア、イタリアとオランダ、イタリアとフランスなどの二国間条約が列挙されている。Id.at C59/41.

29) Id. at C59/41.

30) Peter Stone, EU Private International Law: Harmonization Of Laws 198 (2006).

31) Michael Bogdan, Concise Introduction To EU Private International Law 73 (2006).

32) Peter Stone, supra note 30, at 199.

33) Hess Burkhard=Pfeiffer Thomas=Schlosser Peter, The Brussels I-Regulation (EC) No 44/2001: The Heidelberg Report on the Application of Regulation Brussels I in 25 Member States (Study JLS/C4/2005/03) (2008).

務者の世界的に散在する財産を差し押さえる (seize) ことを認めるが、これが承認国の協力によって執行されうるの言うまでもない³⁴⁾。

よって、ブラッセル条約・I規則は、域外に効力が及ぶ保全裁判を禁じていないことは明らかである。EU裁判所は、域外に効力が及ぶ保全裁判が判決国以外の加盟国において承認される可能性についても否定していない。

4. 保全裁判の承認・執行

(1) 現行法における制限

外国裁判の承認・執行について、台湾民事訴訟法 402 条及び強制執行法 4 条の 1 をめぐる立法論・解釈論の状況は、次に述べる日本の状況と全く同様である。日本民事訴訟法 118 条と民事執行法 24 条 3 項は、外国裁判承認・執行の対象を「確定裁判」に限定している。外国の保全裁判が承認適格性を欠くとするのが通説の立場である³⁵⁾。外国の保全裁判が取り消された後の原状回復や損害賠償の困難を防止するため、外国の保全裁判は日本において執行を認められないことから、債権者は、日本の裁判所において、改めて保全裁判を申し立てることになる。その際、外国で得た外国裁判所による保全命令は、保全の必要性についての疎明資料として日本の裁判所に提出することができる³⁶⁾。そのため、被保全権利の存在や保全の必要性につき、外国の裁判所によりなされた実体判断の内容についての遮断の効果も含め、日本で承認されうるとの見解がある³⁷⁾。

本案訴訟と保全手続との密接な関連性から見て、二つの手続を分離して扱うと、審理の重複が生じ、国際的な司法資源の浪費になりうる。涉外訴訟における迅速かつ実効的な権利保護という要請、内外国判決の平等扱いの理念からすると、国内立法を機械的に涉外事件にも類推することは適当ではない³⁸⁾。

国内法上の制限に鑑みれば、外国保全裁判を承認・執行の対象に含めよ

34) *Id.* at 177-178, para.612.

35) 中野俊一郎・前掲注 (18)414 頁。

36) 中野俊一郎・前掲注 (18)418 頁。

37) 石黒一憲・現代国際私法 (上)【1986 年】465 頁。

38) 中野俊一郎・前掲注 (18)414-415 頁。

うとする場合、外国の裁判所による未確定裁判の承認・執行という課題の検討から始め、外国との二国間条約の締結まで検討しなければならない³⁹⁾。

(2) EU の状況

ブラッセル I 規則における外国裁判の承認・執行は、主として 32 条、33 条及び 38 条に規定されている。I 規則 32 条は、規則の目的との関係上、裁判とは、加盟国のあらゆる司法機関によって下される裁判であって、名称を問わず、裁定、命令、決定もしくは執行令状を含むものと規定している⁴⁰⁾。また 33 条 1 項は、加盟国の裁判は、他の加盟国において特別な手続を要さずに承認されるべきであるという⁴¹⁾。そこでの承認・執行の対象は「確定」又は「終局」裁判に限られていない。ハイデルベルク報告書は、裁判所による保全裁判は、EU において、他の判決と同様、他の加盟国において承認・執行されているという⁴²⁾。

欧州裁判所は *Bernard Denilauler v. S.N.C CouchetFrères* 判決⁴³⁾ において、相手方が送達を受けず、出頭しなかった場合の強制執行は、ブラッセル I 規則第三編の規定に従い、他の加盟国において承認されるべきではない、と判示している。そこで、当事者の双方審尋又は相手方が答弁の機会すら与えられない手続で下された保全命令は、EU 域内においては、ブラッセル I 規則 32 条に定められる「裁判」に該当しないことが明らかになった⁴⁴⁾。ハイデルベルク報告書は、ブラッセル条約又は I 規則の適用についての判例によれば、相手方の審尋を経た保全裁判について、国境を越えた執行が可能である、と説明している⁴⁵⁾。

39) 長谷川由紀子・前掲注 (21)410 頁。

40) Article 32:

For the purposes of this Regulation, judgment means any judgment given by a court or tribunal of a Member State, whatever the judgment may be called, including a decree, order, decision or writ of execution, as well as the determination of costs or expenses by an officer of the court.

41) Article 33:

1. A judgment given in a Member State shall be recognized in the other Member States without any special procedure being required.

42) Hess Burkhard=Pfeiffer Thomas=Schlosser Peter, supra note 33, at 180, para. 619 (2008).

43) Case C125/79 [1980] ECR 1553.

44) Hess Burkhard=Pfeiffer Thomas=Schlosser Peter, supra note 33, at 180, para. 620 (2008).

45) ハイデルベルク報告書は、フランスの Cour d'appel Bourges がこの立場を採った、と指摘している。ドイツの Oberlandesgericht Kiel も同じ立場を採ったが、相手方

又、世界的な域外効力をもつ保全裁判（worldwide extraordinary provisional measures）について、EU 裁判所は、Van Uden v Deco-Line⁴⁶⁾、Hans-Hermann Mietz v Intership Yachting Sneek BV⁴⁷⁾ の両判決において、裁判所の国際裁判管轄がブリッセル I 規則 31 条に基づく場合、当該法廷地国と訴訟の本案との間に「真正の関連性（real connecting link）」がなければならない、と判示している。にもかかわらず、ハイデルベルク報告書によると、かような世界的域外効力をもつ保全裁判を外国において執行することは、「真正の関連性」要件そのものがかような保全裁判と相いれないため、実務上明らかに困難である。唯一の例外として、裁判所が保全裁判を下した後に、当事者が国境を越えて資産を移転しようとする（transferring of assets across the border）ことは考えられる、という⁴⁸⁾。

三 検討

本件については、次の幾つかの点を取り上げて検討を加えてみたい。

1. 国際裁判管轄

本件において、原審である台湾高等法院は、裁判理由二において、「本件仮差押の本案訴訟は、既に米国ジョージア州 GWINNET 郡高等裁判所に係属しており、しかも原告人は本案訴訟の管轄原因に基づいて仮差押を申し立てていると主張していた。上に掲げた規定によれば、当該裁判所（筆者注：米国裁判所）が仮差押の裁判所になる。原審は本件仮差押申立てについて管轄権を有せず、また管轄裁判所に移送できないため、却下するほかない。原告人が原審に仮差押を申し立てたことは適法ではない」⁴⁹⁾。即ち、原告人は、本件仮差押を本案管轄に基づいて申し立てたが、台湾高等裁判

がスイスの裁判所で保全裁判について抗告を提出していたことを理由として、ドイツ連邦裁判所により破棄された。しかしながら、同報告書は、当時ドイツ連邦裁判所に、スイス裁判所がもはや抗告を却下した通知がまだ届かなかったと指摘している。 *Id.*

46) Case C-391/95 [1998] ECR I-7091.

47) Case C-99/96 [1999] ECR I-2277.

48) Hess Burkhard=Pfeiffer Thomas=Schlosser Peter, *supra* note 33, at 181, para.625.

49) 台湾高等法院 103 年度家抗字第 71 号裁定を参照。

所は、本案を管轄する裁判所が米国裁判所であり、台湾の裁判所ではないと判断して、本件抗告を却下した。

思うに、台湾裁判所が本件の本案訴訟について国際裁判管轄を認められるか否かについては、検討を要しよう。本案訴訟が米国裁判所に係属しているとはいえ、本案についての台湾の国際裁判管轄を否定することは不当であるように思われる。また、本案訴訟について管轄権を有しなくとも、仮差押の対象物が台湾に所在する点から見て、台湾裁判所は、少なくとも目的物の所在を原因として管轄権を認められるであろう。

最高法院が台湾高等裁判所の決定を破棄した最大の理由は、台湾が訴訟の本案について国際裁判管轄を有するかという点にある。訴訟の本案である離婚及び財産分与の請求が、すでに米国裁判所に係属しているにもかかわらず、台湾家事事件法 53 条 1 項に従い、台湾は、訴訟の本案につき国際裁判管轄を有する。もっとも、これについては、仮差押事件が財産関係事件であるのに対して、家事事件法 53 条は婚姻事件に関する国際裁判管轄規定であり、財産請求と直接に関わる規定ではないから、本件仮差押の本案の管轄原因とするのは適当でなく、むしろ、民事訴訟法 3 条 1 項の財産所在地を管轄原因とする方が妥当であるとの批判がある⁵⁰⁾。

けれども、改正前の台湾の民事訴訟法は、婚姻事件とは密接な関連性があるといった理由で、財産分与の請求が婚姻事件に併合提起されることを認めていた⁵¹⁾。2012 年の家事事件法も、この原理原則を踏襲しつつある。財産分与の訴えは家事事件法 3 条 3 項 3 号に定められる家事財産事件であり、婚姻事件に併合提起することは不当ではない⁵²⁾。台湾家事事件に関しては、そもそも家事非訟事件につき保全手続の規定がある（85 条—91 条）。家事訴訟事件の保全手続については、民事訴訟法の保全手続の規定が準用される（家事事件法 51 条）⁵³⁾。従って、本件仮差押は単に財産関係事件に

50) 林秀雄「涉外假扣押事件之國際裁判管轄權—最高法院 103 年度台抗字第 1020 號裁定評析」國際私法・法律哲学與法學教育・馬漢寶大法官九秩祝壽論文集（2016 年）295 頁。

51) 王甲乙=楊建華=鄭健才，前掲注（1）815 - 816 頁。

52) 林秀雄「涉外假扣押事件之國際裁判管轄權—最高法院 103 年度台抗字第 1020 號裁定評析」國際私法・法律哲学與法學教育・馬漢寶大法官九秩祝壽論文集（2016 年）296 頁。

53) 姜世民・家事事件法論【2012 年】399 頁。家事事件法 51 条は、「家事訴訟事件、本法に別の規定がある他に、民事訴訟法の規定を準用する

関するものと解すべきではなく、家事事件法における仮差押と解すべきであろう。そうすると、本案の管轄原因を家事事件法 53 条が定める婚姻事件の国際裁判管轄規定に依拠させたとしても、最高法院の法適用は理解できないものではないであろう。

2. 經常居所の判断

台湾における準拠法選択規則である涉外民事法律適用法の 2010 年改正は、属人法の決定について、常居所 (habitual residence) を導入せず、従来の国籍・住所の二分法を維持した。にもかかわらず、2012 年の家事事件法 53 条は、婚姻事件の国際裁判管轄について、「經常居所」を管轄の連結点として明文化している。經常居所の定義、要件については未だ不明なところが多いが、同条の立法理由は次のように説明している。即ち、「1 項 3 号及び 4 号に関して、どのような場合が『經常』に該当するかは、具体的事案に基づき裁判所によって判断されるべきである」、と。

最高法院は、本件において、Y が台湾に經常居所を持つという理由で国際裁判管轄を認めているが、家事事件法 53 条 1 項 4 号にいう經常居所についての判断は、単に上記立法理由を引用し、「1 項 3 号及び 4 号に関して、どのような場合が『經常』に該当するかは、具体的事案に基づき裁判所によって判断されるべきである」と判示するのみで、具体的なガイドラインを示さなかった。

經常居所という文言からすると、平常であって通常ではなく恒常でもない。その判断について重要と思われるのは、人が特定の地において社会の構成員の一人として生活しているということであり、それが肯定できる場合に、その地における常居所の存在が肯定されると日本の学説が指摘している⁵⁴⁾。本件事案に関しては、Y が米国人であるにもかかわらず、台湾で 30 年に近く商業活動を営み、毎年台湾 (台北市松山区) に 6 ヶ月以上居住するという事実が主張されている。上記の学説の主張によれば、Y が 30 年に近く台湾台北に居住し、台湾社会の構成員の一人として生活していると見てよいであろう。この事実は、台湾に Y の經常居所が成立し、台湾に本案訴訟の管轄が認められるについて重要な要素になる。

54) 横山潤・国際私法【2012 年】51-52 頁。

3. 二重起訴の禁止

外国の裁判所に係属している事件につき、重ねて訴が提起された場合、当該事件で下されるべき判決が、中華民国において効力を承認される相当な理由があり、または被告が外国で応訴することに重大な不便がない場合、裁判所はその外国裁判所による裁判が確定する前に、手続の停止を決定することができる。但し当事者双方が中華民国の裁判所により裁判することに合意する場合はこの限りではない。台湾民事訴訟法 182 条の 2 第 1 項は、このように規定している。

これは、*lis pendens* の法理を踏まえ、承認予測を要件にして、先訴優先原則に基づき、渉外的重複起訴を規制する明文規定である⁵⁵⁾。にもかかわらず、この規定の文言からすると、後に係属した台湾訴訟の停止は義務的ではなく、台湾裁判所は裁量権があることは明らかである。また、この規定の適用に際して、「被告が外国で応訴することに重大な不便がない場合」という要件が設けられていることから、フォーラム・ノン・コンヴェニエンスの法理を採用するものと解する見解もある⁵⁶⁾。本件において最高法院は、「再抗告人が米国裁判所に本案訴訟を提起しているとしても、我が国民事訴訟法 182 条の 2 の規定によれば、再抗告人は再度我が国の裁判所に提訴することができる」、と判示した。

その理由は、家事事件法 53 条に基づいて、台湾が本案訴訟の管轄権を有するからであろう。本案訴訟について管轄権を有するとはいえ、当事者が再度台湾に本案訴訟を提起した場合、離婚及び財産分与を請求することで、米国本案訴訟とは同一事件になる⁵⁷⁾。しかも、台湾で本案訴訟が提起

55) 国内事件については、民事訴訟法 253 条に、「当事者は、既に起訴されている事件につき、訴訟の係属中更に起訴してはならない」との規定が設けられているが、最高法院 69 年台再字 49 号判例は、「民事訴訟法 253 条にいう起訴されている事件というのは、中華民国の裁判所に起訴されている訴訟をいう。外国の裁判所に起訴されている場合は、かかる規定を適用するものではない」としている。

56) 台湾法はそもそも英米法系を継受したものではないが、実務上フォーラム・ノン・コンヴェニエンスを採用した裁判例は氾濫していると言っても過言ではない。国際裁判管轄の決定について、多数説は、民事手続法の土地管轄を類推適用すべきであるとするが、土地管轄の規定に見られないフォーラム・ノン・コンヴェニエンスの適用を主張し、または管轄を否定するアプローチとして使われてよい、と唱える見解も少なくない。そのため、国際裁判管轄については、理論的に混乱した様相を呈している。

57) 渉外訴訟においては、国内事件とは異なり、新訴訟物理論が採られるべきであ

されたとしても、準拠法は米国ジョージア州法になるのである（台湾涉外民事法律適用法 50 条により、当事者の共通本国法または共通住所地法が適用されるため）。従って、台湾で本案訴訟を行う実益については疑問が残ると言わざるを得ない。米国裁判所が審理を行うことは、明らかに台湾での裁判よりも妥当であるように思われる。もっとも、反致の適用を躊躇しない台湾の裁判実務においては、本案訴訟が一旦台湾に提起された場合、隠れた反致が濫用されうるのであり、これは台湾の実務上、決して驚くべきことではない⁵⁸⁾。

他方において、重複訴訟禁止の原則と民事保全との関係については、債務者財産の散逸により執行が不可能になるおそれを考慮して、民事保全の制度が用意されているが、外国訴訟に本案適格が肯定されるとしても、執行判決手続を重ねる結果、権利実現の遅延を招くおそれがあるため、並行訴訟を認める方が望ましい場合も考えられる、との見解が主張されており、これは傾聴に値するように思われる⁵⁹⁾。

主要参考文献

石黒一憲・現代国際私法（上）【1986 年】

池原季雄「国際的裁判管轄権」新実務民訴講座 7【1982 年】39 頁

池原季雄＝平塚真「涉外訴訟における裁判管轄」実務民事訴訟講座 6【1971 年】24 頁

道垣内正人「保全訴訟の国際裁判管轄」高桑昭＝道垣内正人編・新裁判実務大系 3 新裁判実務大系国際民事訴訟法（財産関係法）【2002 年】400 頁

同「涉外仮差押・仮処分」澤木敬郎＝青山善充編・国際民事訴訟法の理論【1987 年】466 頁

中野俊一郎「外国未確定裁判の執行 4」国際商事法務 13 卷 12 号【1985 年】33 頁

同「外国保全命令の効力」高桑昭＝道垣内正人編・新裁判実務大系 3—国際民事訴訟法（財産関係法）【2002 年】414 頁

る、と言われることがある。涉外事件における訴訟物理論の詳細については、本間靖規＝中野俊一郎＝酒井一・国際民事手続法【2012 年】103-108 頁。これに対して、台湾の実務は、実体法の権利基礎から完全に分離する新訴訟物理論を採っておらず、準拠法ごとに訴訟物が変わるとの立場を維持している。

58) 台湾の裁判例における反致ないし隠れた反致についての批判については、蔡華凱「国際私法上の収養（国際私法における養子縁組）」政大法学評論 126 号【2012】93-96 頁。

59) 本間靖規＝中野俊一郎＝酒井一・上掲注（57）97-98 頁。

中村也寸志「不作為を命ずる仮処分命令と国際裁判管轄」判例タイムズ 798号【1993年】
44頁

本間靖規＝中野俊一郎＝酒井一・国際民事手続法【2012年】97-98頁。

の場朝子「保全命令の国際裁判管轄に関する一考察」国際私法年報10号【2009年】
106頁

長谷川由紀子「保全の必要と被保全権利の存在」高桑昭＝道垣内正人編・新裁判実務
大系3—国際民事訴訟法（財産関係法）【2002年】408頁

渡辺惺之「仮差押の裁判管轄権」涉外判例百選【第3版、1995年】209頁

横山潤・国際私法【2012年】

王甲乙＝楊建華＝鄭健才・民事訴訟法新論【2010年修訂版】

吳明軒・中国民事訴訟法【2011年】（下）

林秀雄「涉外假扣押事件之国際裁判管轄権—最高法院103年度台抗字第1020號裁定評
析」国際私法・法律哲学與法学教育・馬漢寶大法官九秩祝壽論文集（2016年）296
頁

陳榮宗＝林慶苗・民事訴訟法（上）【2011年】

姜世民・家事事件法論【2012年】

Hess Burkhard＝Pfeiffer Thomas＝Schlosser Peter, The Brussels I-Regulation (EC) No 44/2001:
The Heidelberg Report on the Application of Regulation Brussels I in 25 Member States
(Study JLS/C4/2005/03) (2008)

Michael Bogdan, Concise Introduction To EU Private International Law (2006)

Peter Stone, EU Private International Law: Harmonization Of Laws (2006)